

桜山神社参道地区の将来像について

平成 22 年 9 月 29 日
都 市 整 備 部

1. 桜山神社参道地区の経緯等について

時期	経緯
戦前	桜山神社の境内地
昭和 12 年 4 月 17 日	国の史跡指定
終戦時	海外引揚げ者が境内地や亀が池池畔にバラック店舗
昭和 29 年～	都市計画道路「中ノ橋・大通り線」の整備に伴い、仮設栈橋上や参道地区へ仮移転
昭和 31 年 5 月 14 日	都市計画決定
昭和 34 年	桜山・亀が池商店街市街地整備をする際、公園整備事業実施時には協力する旨の条件付きで現在に至る
平成 21 年 10 月	お城を中心としたまちづくり計画策定

2. 桜山神社参道地区に想定される遺構（別添資料 1）

- ・盛岡城内曲輪（中心部分）の下曲輪に位置している。
- ・内堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）に囲まれ、周囲を土塁に囲まれている。
- ・北側は土橋で連絡され、中央には大手に相当する「綱御門」と「枅形」が存在した。
- ・東半には藩の財政や物産を所掌した「勘定所」、南側には待合室としての機能を持つ「大腰掛」が存在した。

3. 桜山参道地区の土地所有区分（別添資料 2）

所有区分	面積
市有地（行政財産・普通財産）	2,969.06 m ² (50%)
桜山神社所有地	1,539.54 m ² (26%)
個人所有地	1,387.29 m ² (24%)
計	5,895.89 m ²

4. 桜山参道地区の将来像について（別添資料 3）

- ①盛岡城の大手にあたる綱御門周辺の整備をおこない、城郭の正面性をアピールする。
さらに、下曲輪周囲を囲む土塁・堀跡の整備をおこない、城郭の規模・構造を想起させる整備を推進する。
- ②下曲輪東半に勘定所風建物を整備し、史跡の案内・管理機能、地域資源の活用を図る。
※遠い将来には史跡を構成する主要な要素以外のものは史跡外に移転を図るという方針は維持するものとしつつ、今後の社会状況等の変化により方向性を検討するものとする。

5. 現状変更基準について

【建物の維持・改修・改築等の基準】

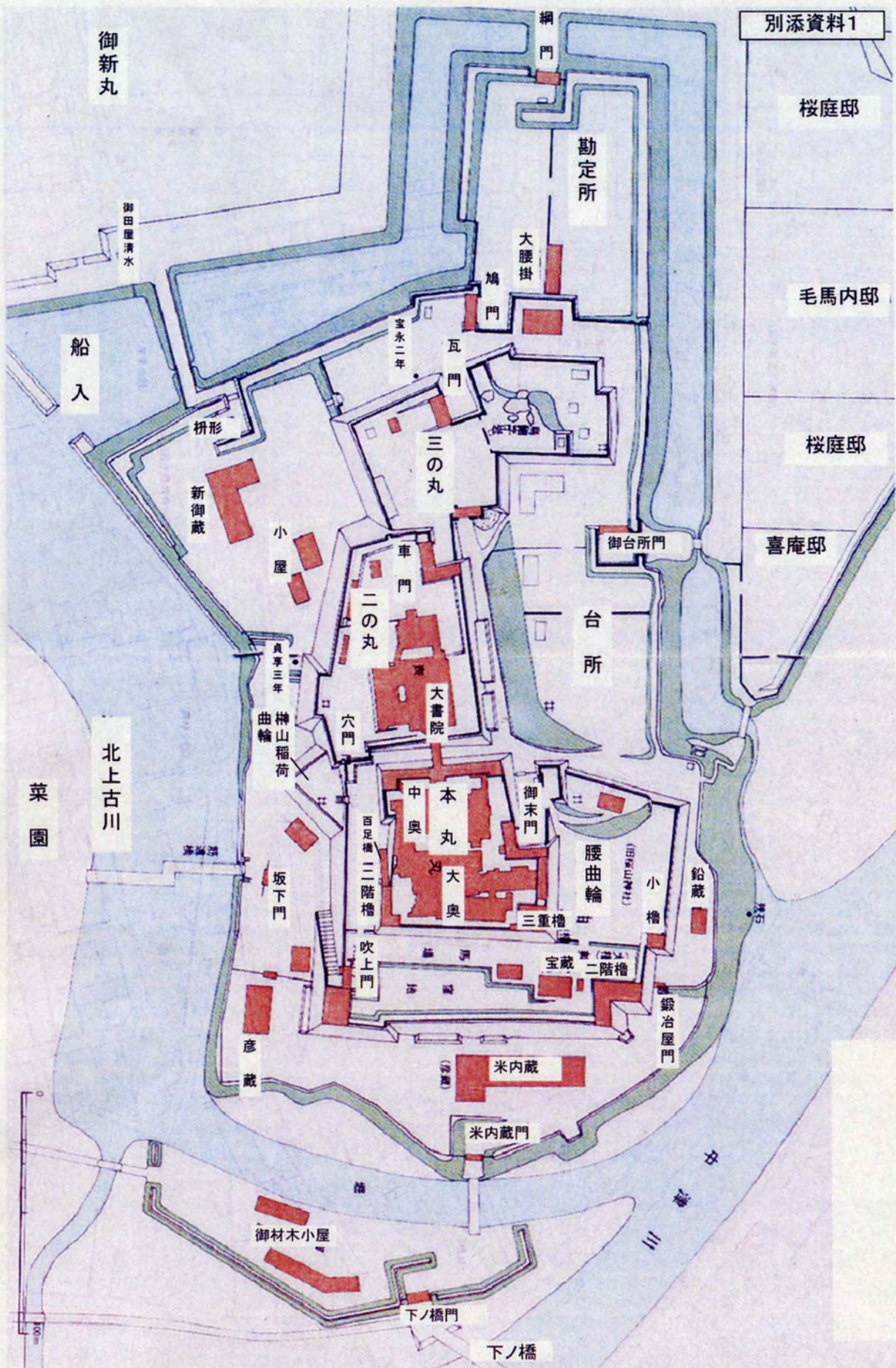
範 囲	方 向 性	建物の維持・改修・改築等の条件
土塁・堀・綱御門に該当する範囲	○土塁・門跡等の整備のため、移転・公有地化を推進する。	○整備着手までの間、建物の維持修繕(内・外装の改修等)に限り許容する。
上記以外の範囲	○当該地区の建物規模や意匠等について、住民・権利者の同意を得ながら「地区計画制度」等を策定し、改築等に対し一定の規制を設ける。 ○将来的に勘定所跡に想定される範囲(下曲輪東半部)にガイダンス施設の設置を計画。	○整備着手までの間、遺構面の保存措置を図った上で、改築(基礎工事を伴う行為)及び内・外装の改修について許容する。 ○杭基礎・地盤改良工事は認めない。 ○基礎工事については、既存の掘削範囲内に収めることとする。 ○外壁等の修景について協力を求める。

6. 今後の進め方について

本年度は整備方針・現状変更基準について地元住民の合意を得ることを目指し、整備の具体的な構想、詳細な建築許可基準については、来年度検討するものとする。

【保存管理計画策定に係るスケジュール】

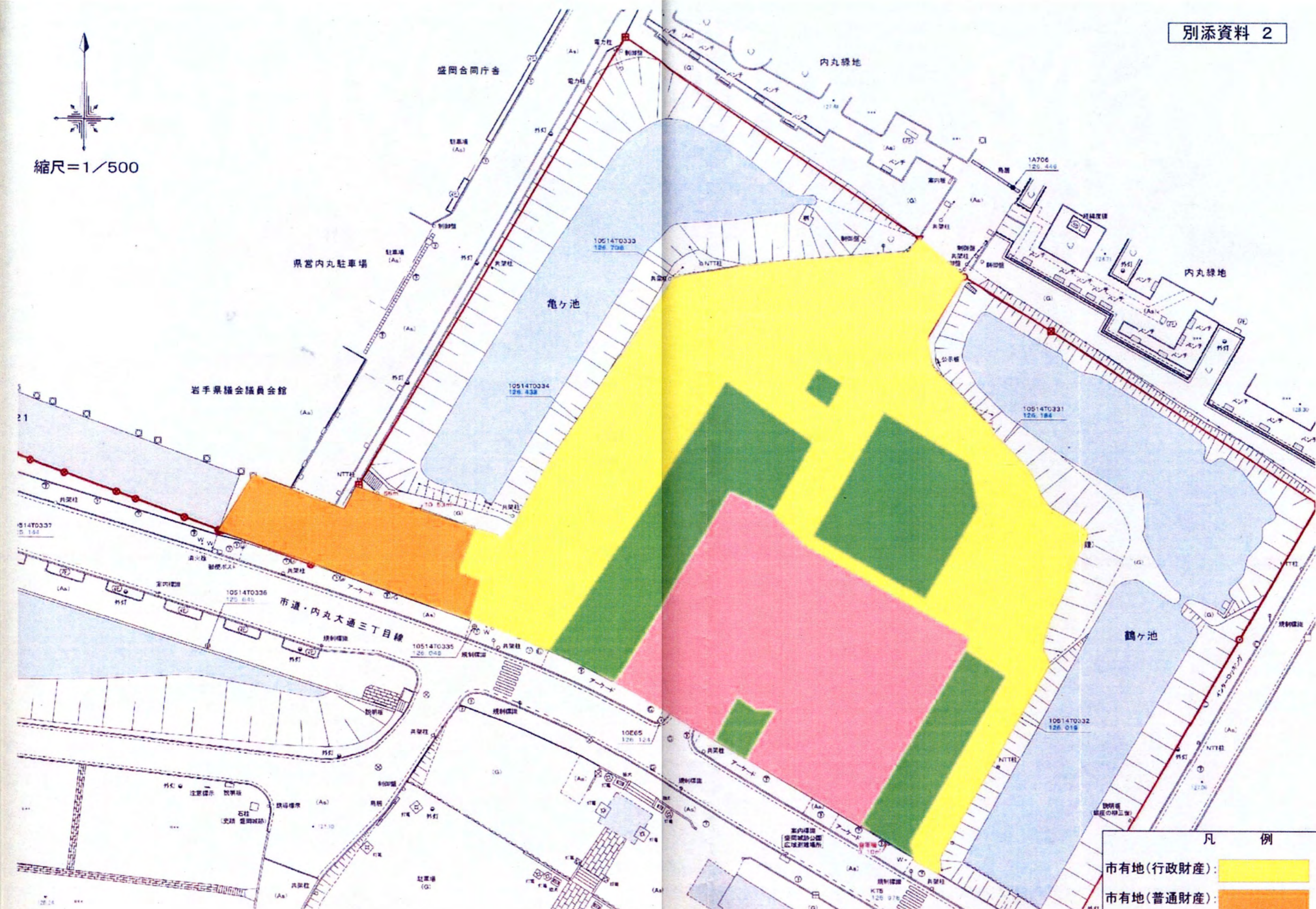
9月29日	市議会全員協議会
10月上旬～中旬	地元説明会
10月下旬	保存管理計画策定委員会
12月	パブリックコメント
1月	保存管理計画策定委員会
3月	計画策定



城内(内曲輪)の建物配置復元図(江戸時代後期)



縮尺=1/500

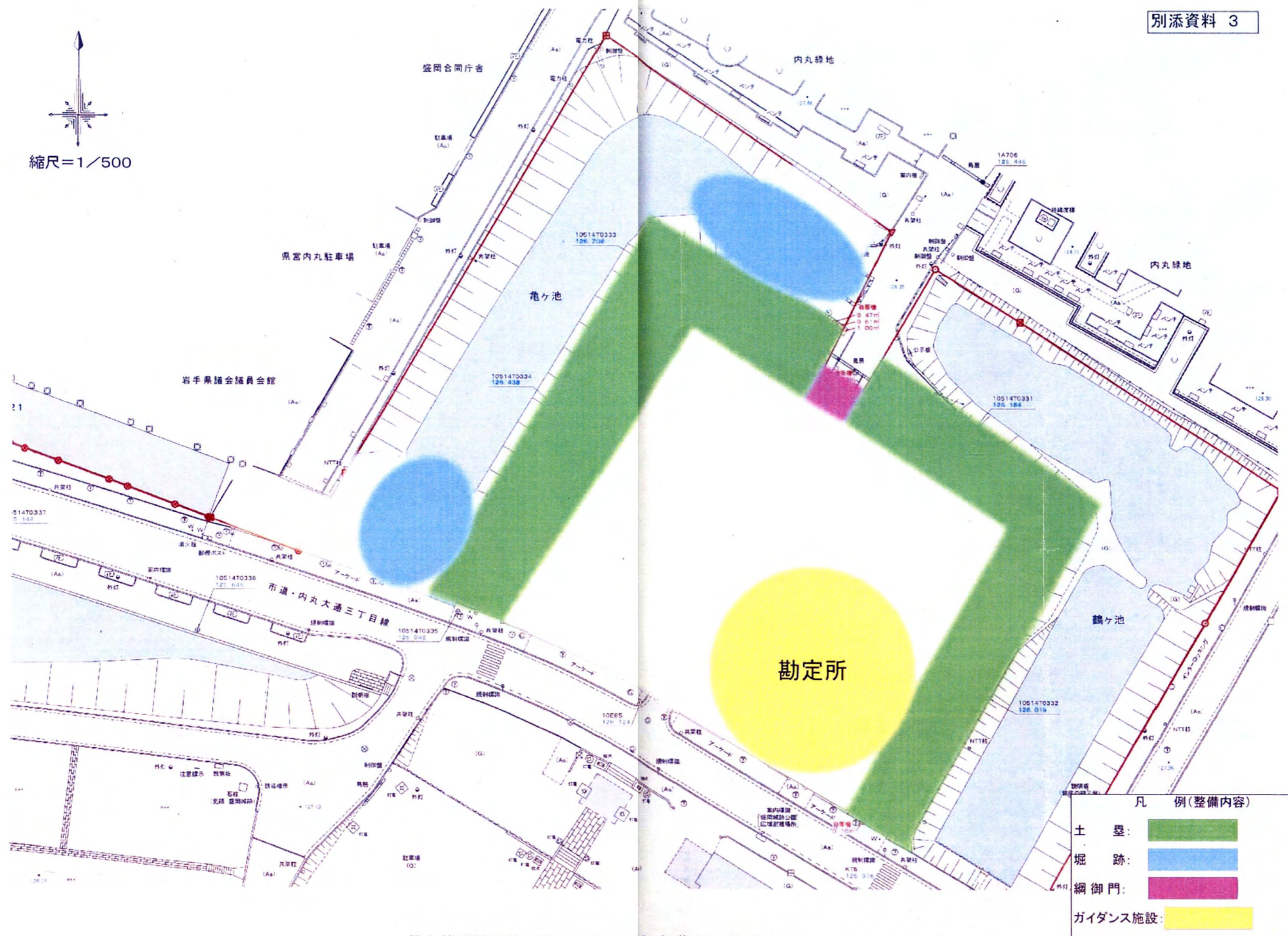


桜山参道地区土地所有区分図(1:500)

凡 例	
市有地(行政財産):	
市有地(普通財産):	
桜山神社所有地:	
民有地:	



縮尺=1/500



凡 例 (整備内容)

土 塁:	
堀 跡:	
網御門:	
ガイダンス施設:	

保存管理計画第4種地区(桜山神社参道地区)整備計画(案) [S=1:500]